

西日本カーリング協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会の名称は「西日本カーリング協議会」とする。

(事務局の所在地)

第2条 本協議会の事務局は、事務局長（事務局）が所属する府県に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、西日本地区におけるカーリング競技の普及と振興を図るとともに、会員相互の交流を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 西日本地区におけるカーリング競技の普及及び指導
2. 西日本カーリング選手権大会及びその他の競技大会の開催
3. 競技力向上のための講習会の開催及び所属協会への支援
4. 審判及び指導者育成のための講習会の開催及び所属協会への支援
5. その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織・会員

(組織)

第5条 本協議会は、(公社)日本カーリング協会（以下 JCA という）に所属する西日本地区の各府県カーリング協会をもって組織する。

(入退会)

第6条 JCA への入退会時をもって、本協議会の会員資格の取得または喪失とみなし、手続きは必要としない。

(西日本地区内のブロックと府県)

第7条 この規約に定める西日本地区内のブロックと府県は次の通りとする。

ブロック	府県
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第3章 役員

(役員)

第8条 本協議会に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名以内 |
| 3. 委員 | 若干名 |
| 4. 監事 | 1名 |
| 5. 事務局長 | 1名 |

(役員を選任)

第9条 役員は各所属協会の登録会員で、次の各号のいずれかに該当する者から、協議会において選出する。

1. 各府県カーリング協会会長、もしくは会長が指名したもの1名
2. 各府県カーリング協会事務局長
3. JCA 役員（理事、監事、執行役員）
4. JCA 各委員

(会長の任務)

第10条 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。

(副会長の任務)

第11条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任務)

第12条 委員は、本協議会の重要事項を審議し、決定した事業の執行にあたる。また、事務局長は本協議会の会計、事務をつかさどる。

(監事の任務)

第13条 監事は、本協議会の会計を監査し、その結果を協議会において報告する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とし、その再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第15条 名誉会長及び顧問は、協議会の議決をもって推薦した者につき会長が委嘱する。なお、名誉会長及び顧問は、協議会に出席して意見を述べるができるが、議決に加わることはできない。

第5章 会議

(協議会)

第16条 協議会は、役員をもって構成する。ただし、西日本ブロックにおいて新たな各府県カーリング協会設立を目指すカーリング競技団体の代表者、および第9条の1が推薦する若干名については協議会に参加することができる。

通常、協議会は毎年1回会長が招集し、必要に応じ臨時協議会を開催することができる。

(協議会の議長)

第17条 協議会の議長は会長とする。

(協議会の決議事項)

第18条 協議会は、役員を選出、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等の事項を決議するほか、第4条の(事業)に関する重要事項で本協議会において必要と認められたものについて協議を行う。

(協議会の議決等)

第19条 協議会の議事は、各府県協会の代表役員(1名づつ)の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(JCA 活動報告)

第20条 JCA の総会及び各専門委員会等の主な議決事項を協議会にて報告する。

第6章 会計

(経費)

第21条 本協議会の経費は、次の収入をもって支弁する。

1. 西日本カーリング協議会競技者登録料
2. 寄付金
3. その他

(西日本カーリング協議会競技者登録料)

第22条 加入協会は、次に定める競技者登録料を納める。

登録料(年会費) 1人 4,000円

但し、高校生、大学生(大学院、短大も含む)、専門学校生は2,000円とする。

中学生以下は、500円 とする

この金額は協議会において議決後、変更できる。

また、納入期限は原則として毎年11月末日とする。

(西日本ブロック代表理事負担金)

第23条 JCA への西日本ブロックからの JCA 役員(理事、監事、執行役員)負担金(1人20,000円/年額)については本協議会にて負担する。また、JCA の総会・役員会参加費用(交通・宿泊費)については、一律15,000円を1年において3回まで本協議会から各役員に支給する。ただし、JCA から参加費が全額支給となった場合には行わない。

(事業・会計年度)

第24条 本協議会の事業及び会計年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第7章 規約改正

(規約改正)

第25条 本協議会の規約改正は、協議会の議決を得て行うものとする。

付則

1. (規約の施行)

- (1)この規約は平成18年8月5日から施行する。
- (2)平成19年7月14日一部改訂し、同日から施行する。
- (3)平成30年8月12日一部改訂し、同日から施行する。
- (4)令和4年9月4日一部改訂し、同日から施行する。

西日本カーリング協議会 役員名簿(令和4年度)

役職	氏名	所属協会	JCA 役員	JCA 委員	備考
名誉会長	八尋清孝	福岡県			
名誉会長	長谷川庄一	岡山県			
顧問	友田剛	福岡県	ブロック代表理事		改
副会長(会長代行)	松本幸彦	京都府会長	執行役員	総務委員長	改
副会長	佐々木正二郎	福岡県会長		指導普及委員	改
事務局長	中村英明	岡山県		強化委員	
委員	石垣留美	京都府事務局長			
委員	松崎裕賢	京都府		指導普及副委員長	
委員	田口朱美	京都府		強化委員	
委員	岡村呂子	京都府		競技委員	新
委員	三木竜司	福岡県事務局長			
委員	北村友和	岡山県事務局長			
委員	河合嘉宏	岡山県		指導普及委員	
委員	松之内達弘	岡山県		競技委員	
委員	北村雅美	岡山県		医科学委員	
委員	高原侑里	岡山県		総務委員	新
委員	吉岡綾佳	岡山県		アスリート委員	新
委員	山口学	島根県事務局長		総務委員	改
委員	越智崇典	愛媛県会長代理			改
委員	上村由美子	愛媛県事務局長			新
委員	福岡雅敏	愛媛県		強化委員	
委員	西岡秀和	愛媛県		医科学委員	
委員	岡本光明	広島県会長		指導普及委員	
委員	寺尾一朗	広島県事務局長			
委員	樋脇治	広島県		総務委員	新
委員	財官里帆	広島県		競技委員	新
委員	石原幸江	広島県		医科学委員	新
委員	後藤浩史	熊本県事務局長			
委員	吉田泰秀	熊本県		総務委員	新
委員	高松秀平	熊本県		競技委員	新
委員	川田良子	熊本県		マーケティング委員	新
(委員)	小嶋光信	岡山県会長			
(委員)	金子公子	愛媛県会長			
(委員)	阿曾田清	熊本県会長			
監事	野藤薫	島根県会長	監事	コンプライアンス委員、財務委員	

